

議案第84号

松原市から大阪市への消防指令業務に関する事務の委託に関する協議について

松原市の消防指令業務に関する事務を、本市が松原市からの委託を受けて、大阪市長が管理し及び執行するため、次の規約案により協議する。

松原市から大阪市への消防指令業務に関する事務の委託に関する規約案

(委託事務の範囲)

第1条 松原市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第252条の14第1項の規定により、消防指令業務に関する事務（以下「委託事務」という。）を大阪市に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、松原市の負担とする。

2 大阪市長は、毎年度終了後速やかに、当該年度に要した委託費の額及びその明細を記載した書類を松原市長に送付するものとする。

3 松原市は、前項の書類の送付を受けた後、法第235条の5に規定する日までに、前項の委託費を大阪市に交付するものとする。

(予算への計上)

第3条 大阪市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、大阪市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 大阪市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を松原市長に通知するも

のとする。

(連絡会議)

第5条 大阪市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、松原市長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、大阪市長又は松原市長のいずれかが必要と認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(補則)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、大阪市長及び松原市長が協議して定める。

附 則

この規約は、大阪市長及び松原市長が協議して定める日から施行する。

令和3年2月25日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

松原市の消防指令業務に関する事務を、本市が松原市からの委託を受けて、大阪市長が管理し及び執行するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法 (抄)

(協議会の設置)

第252条の2の2 省 略

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4-6 省 略

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 省 略

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。